

## 睡眠貯金残高・権利消滅額の推移

### 1 睡眠貯金残高

(単位：億円)

区 分	平成 19 年度末	平成 20 年度末	平成 21 年度末	平成 22 年度末	平成 23 年度末	平成 24 年度末	平成 25 年度末
睡眠貯金残高	1, 9 6 9	2, 0 1 4	2, 0 8 5	3, 2 5 2	4, 3 1 2	4, 5 2 5	4, 5 8 9

区 分	平成 26 年度末	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末	平成 30 年度末	令和元年度末
睡眠貯金残高	4, 7 4 9	4, 4 8 2	4, 3 4 7	4, 5 1 5	3, 9 3 3	3, 5 2 4

注 1： 睡眠貯金は、定額郵便貯金等が満期となり、通常郵便貯金となった後 10 年間預入、払戻し等の取扱いがないため、旧郵便貯金法第 40 条の 2 第 1 項の規定により貯金の預入又は一部払戻しの取扱いをしないこととされた通常郵便貯金です。

注 2： 軍事郵便貯金等の残高（46 億円）を含んでいます。

### 2 権利消滅額

#### (1) 郵便貯金の権利消滅額

(単位：億円)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
権利消滅額	4 8	2 9	3 7	2 3 4	8 2	7 1	7 9

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
権利消滅額	1 5 5	1 4 4	6 3	3 3	8 1	6 2

注： 満期を経過した郵便貯金について、満期後 20 年を経過してもなお払戻しのご請求等がない場合には、権利消滅のご案内(催告書)を送り、その後 2 か月を経っても払戻しのご請求等がない場合には、旧郵便貯金法の規定により郵便貯金の権利は消滅します。

#### (2) 払戻証書の権利消滅額

(単位：億円)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
権利消滅額	-	-	-	-	8	4	4

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
権利消滅額	8	5	4	4	3	2

注： 平成 19 年 10 月 1 日以降に発行した郵便貯金払戻証書は、発行の日から 6 か月の有効期間を経過後、3 年の間、再交付のご請求がない場合には、旧郵便貯金法の規定により払戻金に関する権利は消滅します。